

寡婦（寡夫）控除の みなし適用を開始しました

寡婦（寡夫）控除のみなし適用は、婚姻歴のないひとり親の家庭が、市の福祉や子育てなどのサービスを利用する際に、配偶者と死別・離婚したひとり親の家庭と同様に、住民税、所得税の寡婦（寡夫）控除を受けたものとみなして、利用料や助成金などの算定を行うものです。

今後、左の表の対象事業について、みなし適用の申請を

行うと、各年度の4月1日に遡って利用料が減額されるなどの優遇措置を受けられる場合があります。

なお、みなし適用は、住民税や所得税の税額に直接影響するものではありません。

対象

①婚姻歴のない母で、20歳未満の子（所得金額38万円以下）と生計を共にしている人
②婚姻歴のない父で、20歳未

満の子（所得金額38万円以下）と生計を共にし、所得金額が500万円以下の人
※事実婚も婚姻歴に含まれません。

申請方法

申請書、申請者及び生計を共にする子の戸籍謄本（全部事項証明書を含む）又は有効期間内の児童扶養手当証書の写し、生計を共にする子を含む世帯全員の住民票の写しを左表の担当課へ提出してください。一度に複数の事業についての申請も可能です。

問い合わせは、左表の各担当課へ。

寡婦（寡夫）控除のみなし適用の対象事業及び担当課

対象事業など	担当課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	福祉課 (☎内線398)
障害者総合支援法に基づく自立支援医療給付事業	
障害者総合支援法に基づく補装具費支給事業	
児童福祉法に基づく障害児通所給付費等支給事業	
地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び日中一時支援事業)	
じん臓機能障害者等通院交通費助成事業	
重度身体障害者（児）住宅改造費補助金	
身体障害者自動車改造費補助金	
難聴児補聴器購入支援事業	
医療的ケア支援事業	
在宅重度身体障害者等訪問入浴サービス事業	子育て支援課 (☎内線308)
子どものための教育・保育の利用に係る保育料	
延長保育事業	
病児保育事業	
子育て短期支援（ショートステイ）事業	
助産施設及び母子生活支援施設入所措置事業	学校教育課 (☎内線649)
高等職業訓練促進給付金等交付事業	
私立幼稚園就園奨励費補助金	

国民健康保険の 手続き

限度額適用認定証の 更新手続きを

入院又は高額な外来診療費や食事代が月単位で一定の限度額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の有効期限は毎年7月31日までです。

8月以降、継続して認定証が必要な人は、8月中に認定証交付の申請をしてください。

70歳以上の人は、住民税非課税世帯の人が対象です。

申請は、該当者の被保険者証、世帯主の印、世帯主及び該当者のマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード、お越しになる人の本人確認書類を持参の上、市役所1階の医療保険課又は新里・黒保根支所市民生活課で行ってください。

問い合わせは、医療保険課 国保係（☎内線255）へ。

被保険者証を希望者に簡易書留で郵送します

国民健康保険に加入している人には、毎年9月下旬に新しい被保険者証を世帯ごとに郵送しています。通常は普通郵便で郵送していますが、希望者には、簡易書留で郵送し

ます。簡易書留での郵送を希望する人は、8月31日（木）まで（土、日、祝日を除く）に電話で申請してください。申請は、毎年必要です。

問い合わせは、医療保険課 国保係（☎内線255）へ。

70歳以上の高額療養費自己負担 限度額変更

70歳以上の国民健康保険（国保）加入者及び後期高齢者の高額療養費自己負担限度額が8月から左表のとおり変わります。詳しくは、高齢受給者証・被保険者証に同封のちらしを御覧ください。

問い合わせは、国保加入者は医療保険課国保係（☎内線256）へ、後期高齢者は医療保険課医療助成係（☎内線272）へ。

高額療養費自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	変更なし
一般	14,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 （4回目以降は44,400円）

※所得区分低所得者Ⅰ・Ⅱの自己負担限度額に変更はありません。